

第1章 一般条項 (総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負人(以下「乙」という。)は、この契約書に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につ

き、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事内訳明細書及び工程表)

第3条 乙は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要がないと認めるときは、それらの提出を省略することができる。

2 乙は、この契約締結後7日以内(甲が別に指定した場合は当該指定日)に工事に着手するとともに、工事着手届を甲に提出しなければならない。

3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業に関する法律」という。))第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。))の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。))は、請負金額の10分の1以上としなければならない。

3 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第52条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

6 乙は、第1項第5号の規定による保険証券の寄託

に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第7条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の

承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 甲が監督員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

6 甲が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

ただし、甲が必要でないと認めたときは、この限りでない。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合には監理技術者、同条第3項の工事の場合には専任の主任技術者又は監理技術者、同条第5項の工事の場合には監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。)

(3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

(4) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自行使しようと

するものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

- 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 乙は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

- 3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならな

い。

- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 乙は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 乙は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

- 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 甲が乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないとき、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。
(工事用地の確保等)

第16条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を乙が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこ

れらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件につい

て予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項各号のいずれかに該当する事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
甲が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
甲が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
甲乙協議して甲が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させな

ければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第22条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示し、工程表を添付した工期延長承認申請書により甲に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。甲は、その工期の延長が甲の責に帰すべき事由による場合においては、請負金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による工期の短縮等)

第23条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合

には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負金額の変更方法等)

第25条 請負金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更)

第26条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額(請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をい

う。以下同じ。)と変動後残工事金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事金額の1,000分の15を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負金額の変更額について

は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその

処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責に帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第4項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額

の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請負金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 乙は、工事を完成したときは、速やかに工事完成届を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による工事完成届が提出されたときは、提出された日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事引渡書をもって工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第33条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 甲は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金及び中間前払金)

第35条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負金額の10分の4以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金(以下「中間前払金」という。)に関し、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負金額の10分の2以内の中間前払金の支払を甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、次項に定める甲の認定を受けられないときは、請求することができない。

4 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前払金の支払対象者に該当することについて、甲の認定を受けなければならない。

5 乙は、請負金額が増額された場合においては、その増額後の請負金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは中間前払金額を加算した金額。

以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(第3項の規定による中間前払金を含む。以下同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 乙は、請負金額が減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、乙は、請負金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、当該30日以内に第38条及び第39条の規定による支払をしようとするときは、甲はその支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(以下「遅延防止法で定める率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

9 乙は、第1項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

(保証契約の変更)

第36条 乙は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、請負金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

(前払金の使用等)

第37条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償

却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金の総額の100分の25とする。

(部分払)

第38条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額(以下「出来高」という。)の10分の9(消費税額及び地方消費税額部分については10分の10)以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数は、別途甲の指定するところによる。

3 乙は、部分払を請求しようとするときは、工事出来形検査申請書を提出し、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。

4 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

6 乙は、第4項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、出来高は、甲乙協議して定める。ただし、前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 $\leq$ (出来高-既に部分払の対象となつた出来高(以下「前回出来高」という。)) $\times 9/10$ -
前払金額 $\times \frac{(\text{出来高}-\text{前回出来高})}{\text{請負金額}}$

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについて

は、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応

する請負代金の額 $\times (1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負金額}})$

(債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約の前払金及び中間前払金については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、乙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(第三者による代理受領)

第41条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者

が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第42条 乙は、甲が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第43条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。
(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の任意解除権)

第44条 甲は、工事が完成するまでの間は、次条、第46条又は第48条の2の規定によるほか、必要があると

きは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第45条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号及び第3号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第43条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第46条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 乙がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 第48条又は第49条の規定によらないでこの契約

の解除を申し出たとき。

- (9) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

- (10) 乙が第52条の2第1項各号のいずれかに該当するとき。

(暴力団排除に係る解除等)

第46条の2 甲は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 神奈川県内広域水道企業団暴力団排除条例(平成24年神奈川県内広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
- (3) 乙が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 乙が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (5) 乙が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に、請負代金債権を譲渡したとき。

- 2 前項の規定により、甲が契約を解除した場合においては、乙は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、乙が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して甲に支払わなければならない。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第47条 第45条各号又は第46条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第45条又は第46条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第48条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に

履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第49条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負金額が三分の二以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第50条 第48条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第51条 甲は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第45条、第46条、第46条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における遅延防止法で定める率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第44条、第48条又は第49条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅

失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第45条、第46条、第46条の2又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第44条、第48条又は第49条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
- 10 第45条及び第46条の規定により甲が契約を解除した場合において、乙が第52条第2項又は第52条の2に規定する違約金を指定する期間内に支払わない場合は、甲は、第1項前段の出来形部分に相応する請負代金から当該違約金を控除することができる。
(甲の損害賠償請求等)

第52条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第45条又は第46条の規定により、工事目的物

の完成後にこの契約が解除されたとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 - 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第45条又は第46条の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
 - 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 5 第1項第1号の場合においては、甲は、請負金額から出来形部分に相応する請負金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における遅延防止法で定める率を乗じて計算した額を請求することができるものとする。
 - 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
(談合等不正行為に対する措置)
- 第52条の2 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金の100分の15に相当する額を損害賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 乙又は乙を構成事業者とする事業者団体が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」

という。)又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

又は排除措置命令若しくは納付命令において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に関して、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による工事が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(乙の損害賠償請求等)

第53条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第48条又は第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における遅延防止法で定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第54条 甲は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約

不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、甲の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第55条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第22条の規定により、甲に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 乙は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第22条の規定により、甲に履行期間延長の請求を行うものとする。

(火災保険等)

第56条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)に付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第57条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第58条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第59条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うこ

とができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第60条 この契約書に定めのない事項については、契約規程(昭和44年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第8号)によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

第2章 特約条項

(総則等)

第61条 この契約における用語は文脈上別異に解すべき場合を除き、第1章一般条項中に定義される用語にかかわらず、次の定義に従う。

(1) 「本事業」とは、綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業をいう。

(2) 「基本協定」とは、甲、●、●、●、及び●の間で締結された令和●年●月●日付基本協定書をいう。

(3) 「要求水準書」とは、本事業において甲が公表した要求水準書及びこれに対する質問回答をいう。

(4) 「提案書類」とは、乙が令和●年●月●日付で甲に提出した本事業に係る技術提案書等の提案書類及び当該提案書類の説明又は補足として乙が基本協定の締結日までに甲に提出したその他一切の文書をいう。

(消費税に関する特約条項)

第62条 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって、消費税等の額に変動が生じた場合は、甲は、この契約を変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払う。

(設計図書)

第63条 第1条第1項の規定にかかわらず、この契約において「設計図書」とは、要求水準書、提案書類及び設計成果物をいう。ただし、第1条第3項、第9条第2項柱書、第9条第5項、第10条、第14条、第15条、第16条第1項、第18条、第30条、第32条、第38条、第39条、第56条においては、提案書類及び設計成果物を含まないものとする。

2 甲は、要求水準書及び提案書類に従い、その意図する設計成果物を完成させるため、設計に関する指示を乙又は乙の統括責任者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の統括責任者は、当該指示に従い、設計を行わなければならない。

(契約構成書面等適用の優先順位)

第64条 この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、提案書類及び設計成果物に含まれる書類において、それらの記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、要求水準書に優

先するものとし、提案書類と設計成果物では基準、水準等の高いものを優先する。

- (1) 綾瀬浄水場沈でん池設備更新工事請負契約
- (2) 基本協定
- (3) 要求水準書
- (4) 提案書類
- (5) 設計成果物

(著作権の譲渡等)

第65条 乙は、設計成果物及び設計成果物を利用して完成した工事目的物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。

- 2 甲は、設計成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 乙は、設計成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、設計成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 乙は、設計成果物(この契約の履行をする上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 甲は、乙が設計成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(著作権等の譲渡禁止)

第66条 乙は、前条第1項で定める譲渡を除き、自ら又は著作者(甲を除く。)をして、設計成果物及び工事目的物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第67条 乙は、設計成果物及び工事目的物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

- 2 乙は、設計成果物又は工事目的物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対

して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(監督員の権限に関する特則)

第68条 第9条第2項第2号の規定を、「乙が作成した詳細図等の承諾」と読み替える。

(条件変更等に関する特則)

第69条 第18条第1項第1号の規定は適用しない。

(工事の中止に関する特則)

第70条 第20条中、「工事」との用語は、「設計又は工事」と読み替える。

(賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更)

第71条 第26条中、「請負契約締結の日」との用語は、「本事業に係る入札公告日」と読み替える。

(主任技術者等又は監理技術者の途中交代)

第72条 乙は、工期の途中で第10条第1項に規定する主任技術者等又は監理技術者を変更する場合、甲と協議の上、当該技術者と同じの要件を満たす者を配置しなければならない。

(個人情報の適正な管理)

第73条 乙は、この契約に記載の設計及び工事を実施する上で神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例(令和5年2月9日条例第2号)に規定する個人情報取扱事務が含まれる場合は、個人情報の保護を図るため、甲が開示する以下の基本方針等を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な管理を行わなければならない。

- ・ 神奈川県内広域水道企業団情報セキュリティ基本方針
- ・ 神奈川県内広域水道企業団情報セキュリティ対策基準

(低入札価格調査等)

第74条 低入札価格調査制度取扱要領(平成25年4月1日)に基づき準用する契約規程(昭和44年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第8号)第14条の2に規定する調査基準価格及び第24条の2に規定する調査基準価格に満たない価格での申込みが行われた場合の規定は、本事業の入札における低入札価格調査の取扱いについて準用する。また、以下に規定する条項を読み替える。

- (1) 第4条第2項中「10分の1以上」を「10分の3以上」に読み替える。
- (2) 第35条第1項及び第5項中「10分の4以内」を「10分の2以内」に、又第5項中「10分の6」を「10分の4」に読み替える。
- (3) 第10条に定める主任技術者等については、同一の要件を満たす技術者を別に1名以上専任で配置する。

(4) 下請負代金の額にかかわらず、建設業法第24条の8第1項に定める施工体制台帳の提出を行うものとする。

(リスク分担)

第75条 甲と乙がこの契約を履行するに伴い、予測されるリスクと責任分担について、別添1「リスク分担表」によるものとする。

(法令等の変更への対応)

第76条 甲及び乙は法令等の変更に対応するため、速やかに契約の変更、追加費用の負担等について双方協議しなければならない。

(違約金及び賠償金の定めに関する特則)

第77条 この契約に定める違約金又は賠償金(名称を問わない。)は、損害賠償額の予定ではなく、甲に当該違約金又は賠償金を超える損害が発生した場合は、甲は乙に対して当該超過分の損害の賠償を請求することを妨げるものではない。

(連帯債務)

第78条 乙が共同企業体を結成している場合には、乙は、共同企業体協定書によりこの契約書に規定する義務を共同連帯して請け負う。

(特記事項)

第79条 第38条第2項に定める部分払いの回数は契約締結後に甲と乙で協議し決定する。

(技術提案等の履行確認)

第80条 要求水準書及び提案書類の項目あるいは採否の通知において標準案によるものとされた項目のうち、工事目的物の引渡し後から本事業の終了までの間における性能、機能の保持を要求又は保証しているものについて、甲は履行状況の確認を行うことができる。

できる。

2 履行状況の確認方法については、甲が定めるものとし、確認に必要な費用は乙の負担とする。

3 乙は、契約期間内において、甲による指示、改善命令の内容を満足しなければならない。

(プロフィットシェア)

第81条 甲は、次の定めに従い、設計図書の変更を伴う手法等の導入による本事業に要する費用の減少について、請負代金を減額することができる。

2 乙の改善提案について、工期中、設計図書に定める業務の水準を低下させることなく、設計図書を変更することによって、より効果的で効率的な手法を提案することができる。

3 設計図書の変更について、甲は、乙の改善提案により必要があると認めるときは、設計図書の変更を乙に通知して、設計図書の変更を検討することができる。この場合において、乙は、変更内容が与える影響を検討し、甲に報告する。

4 甲は、乙の検討結果により必要があると認めるときは、変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。

5 甲は、必要があると認められるときは、請負金額を変更し、乙が負担する費用について低減すると見込まれる額は甲乙協議して甲が行う。

別添1 リスク分担表

【負担者】●：主負担、▲：従負担

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者※1	
					企業団	事業者
共通	入札・契約	入札手続き	1	入札説明書、要求水準書等の記載内容の変更、誤記及び提示漏れによるもの	●	
		契約手続き	2	事業者の帰責事由による契約締結の遅延、中止		●
			3	企業団の帰責事由による契約締結の遅延、中止	●	
		終了手続き	4	契約終了手続きに伴う、諸費用の発生及び共同企業体の清算手続きに関するもの		●
	制度関連	政治	5	事業予算、債務負担行為、契約締結などの議決に関するもの	●	
			6	政策変更による事業の変更・中止に関するもの	●	
		法制度	7	本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	●	
			8	本事業に直接の影響を及ぼさない法制度・許認可の新設・変更によるもの		●
		許認可	9	企業団が手続きすべき許認可・届出の遅延によるもの	●	
			10	事業者が手続きするべき許認可・届出の審査等の遅延であって事業者の事由によらないもの	●	
			11	事業者が手続きするべき許認可・届出の遅延であって、事業者の事由によるもの		●
		行政指導	12	事業者の帰責事由による行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの		●
			13	企業団が対応すべき行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの	●	
		税制変更	14	消費税などの本事業に直接の影響を及ぼす税制度の新設・変更によるもの	●	
			15	法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税制度の新設・変更によるもの		●
	社会	第三者賠償	16	事業者の帰責事由による第三者賠償等に関するもの		●
			17	企業団の帰責事由による第三者賠償等に関するもの	●	
		住民対応	18	本事業の実施そのものに関する地元合意形成等に関するもの	●	
			19	事業者が行う業務（調査・設計・工事・維持管理）に関する地元合意形成等であって、事業者の帰責事由によらないもの（企業団の指示により実施したもの等）	●	
			20	事業者が行う業務（調査・設計・工事・維持管理）に関する地元合意形成等であって、事業者の帰責事由によるもの		●
		環境問題	21	事業者の提案内容、業務に起因する環境問題に関するもの		●
			22	企業団が指示する環境問題に関するもの	●	
	業務	事業者の発注する業務	23	事業者が発注する契約の管理・内容変更等に関するもの		●
		想定外業務	24	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）により、事業変更・施設運転停止・事業継続が困難となる場合	●	▲※2
	安全	事故災害	25	事業者の帰責事由による事故災害に関するもの		●
			26	企業団の帰責事由による事故災害に関するもの	●	
		安全確保	27	事業者が行う業務（調査・設計・工事・維持管理）における安全性の確保		●
			28	企業団が行う業務（企業団が別途発注する業務を含む）による安全性の確保	●	
	労務	教育・研修	29	関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保		●
		ハラスメント行為	30	事業者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下		●
		不正犯罪	31	事業者の従業員の不誠実行為等による業務停止、契約解除		●
		情報漏洩	32	事業者の帰責事由による情報の漏洩		●
			33	企業団の帰責事由による情報の漏洩	●	
	資金	物価変動	34	本事業に係るインフレ・デフレ（物価変動）に関する費用の増減	●	▲※3
		保険の付保	35	事業者が行う業務（調査・設計・工事・維持管理）の各段階のリスクをカバーする保険に関するもの		●
	変更・中断	計画変更	36	企業団の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
			37	原水水質及び沈でん池流入水質の急変（施設の処理能力を超過する場合）	●	
		事業の中断	38	事業者の帰責事由による事業の中断に関するもの		●
			39	企業団の帰責事由による事業の中断に関するもの	●	
		契約不履行	40	事業者の帰責事由による契約不履行に関するもの		●
			41	企業団の帰責事由による契約不履行に関するもの	●	
		技術進歩・創意工夫	42	事業期間中の技術進歩や創意工夫に伴い、事業の内容に変更が必要となる場合	▲※4	▲※4
		不可抗力	43	本事業に係る戦争、暴動、天災（風水害、地震、噴火等）、パンデミック他、通常の見え可能な範囲外のものであって、企業団及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	●	▲※5

※1 リスク分担にない事象については企業団と事業者間で協議のうえ対応方法を決定する

リスク分担が定められた事業についても、その発生事象や発生事由に応じてリスク分担について協議を行うものとする

※2 事業者の善管注意義務違反や業務不履行等によるもの

※3 一定の割合を超える費用負担は企業団、それ以外は事業者が負担とし、その割合は工事請負契約書(案)及び維持管理業務委託契約書(案)において定める

※4 企業団および事業者からの提案があり、新技術の内容や金額の増減(契約の変更)に両者が合意した場合(プロフィットシェア含む)

※5 企業団のリスク負担を基本とするが、被害を最小限にとどめる経済的動機付けのため、生じた損害の一部を事業者に負わせるもの

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者※6	
				企業団	事業者
調査・設計	調査	44	企業団が実施した測量・調査に関するもの	●	
		45	環境汚染物質（アスベスト・PCB等）の対策に関するもの	●	●※7
		46	埋蔵文化財の存在に関するもの	●	●※7
		47	事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
	設計	48	企業団の帰責事由（提示条件の大幅な変更等）による設計の完了遅延・設計費の増加	●	
		49	事業者の帰責事由（提案の不備、設計の不備、事業者の事由による履行遅れ等）による設計の完了遅延・設計費の増加		●
工事	用地	50	事業用地の確保に関するもの	●	
		51	事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保		●
		52	土壌汚染、地中障害物（残置廃棄物、不発弾等）、既存資料（地下埋設物、撤去対象施設等）及び現地で把握あるいは予見が可能な地下埋設物に関するもの	●	
		53	既存資料及び現地で把握あるいは予見が可能な地下埋設物及び撤去対象施設に関するもの		●
	工事遅延	54	事業者の帰責事由による工事の遅延		●
		55	企業団の帰責事由による工事の遅延	●	
	工事費増加	56	事業者の帰責事由による工事費の増加		●
		57	企業団の帰責事由による工事費の増加	●※8	
	工事監督・工事監理・施工管理	58	企業団が実施する工事監督に起因するもの	●	
		59	事業者が実施する施工管理に起因するもの		●
	施設性能（新設設備）	60	新設設備の要求性能不適合、施工不良に関するもの		●
	引渡前損害	61	新設設備、工事材料又は建設機械器具等について生じた不可抗力による施設の引渡前損害	●	▲※9
		62	企業団の帰責事由による引渡前損害	●	
	施設の契約不適合責任（新設設備）	63	新設設備の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間中）		●※10
		64	新設設備の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間後）	●※10	

※6 リスク分担にない事象については企業団と事業者間で協議のうえ対応方法を決定する

リスク分担が定められた事業についても、その発生事象や発生事由に応じてリスク分担について協議を行うものとする

※7 調査結果として、要求水準書や閲覧資料等で明示した部分は事業者負担とする

※8 企業団の提示条件及び指示の不備・変更による設計変更、計画の変更など

※9 一定の割合を超える費用負担は企業団、それ以外は事業者の負担とし、その割合は工事請負契約書(案)において定める

※10 契約不適合責任期間は工事請負契約書（案）において定める